（監督調査室等及び監督企画官等）

第十条　総務課に、監督調査室、国際監督室、金融会社室、暗号資産モニタリング室、信用機構対応室及び金融サービス仲介業室並びに監督企画官二人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人を置く。

2　監督調査室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　監督事務（監督局の所掌に属する監督に関する事務をいう。第四項、第十五項及び第十六項において同じ。）に関する指針の策定又は施策に関する調査に関すること。

［二～四　略］

［3～11　略］

12　金融サービス仲介業室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。

一　金融サービス仲介業を行う者

二　認定金融サービス仲介業協会

13　金融サービス仲介業室に、室長を置く。

14～18　［略］

（銀行監督専門官等）

第十一条　銀行第一課に、銀行監督専門官一人及び銀行業務危機管理専門官一人を置く。

［項を削る。］

（監督調査室等及び監督企画官等）

第十条　総務課に、監督調査室、国際監督室、金融会社室、暗号資産モニタリング室及び信用機構対応室並びに監督企画官二人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人を置く。

2　［同上］

一　監督事務（監督局の所掌に属する監督に関する事務をいう。第四項、第十一項及び第十二項において同じ。）に関する指針の策定又は施策に関する調査に関すること。

［二～四　同上］

［3～11　同上］

［項を加える。］

12～16　［同上］

（統括モニタリング管理官等）

第十一条　銀行第一課に、統括モニタリング管理官一人、銀行監督専門官一人及び銀行業務危機管理専門官一人を置く。

2　統括モニタリング管理官は、命を受けて、銀行第一課の所掌事務のうち次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事務を整理する。

一　令第二十条第一項第一号イに掲げる者　業務又は財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務

二　令第二十条第一項第一号ハに掲げる者　業務又は財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務

三　令第二十条第一項第一号イに掲げる者の子会社等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）　財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務

四　令第二十条第一項第一号ハに掲げる者の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）　財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する事務

3・4　［同上］

（資産運用室及び証券監督専門官等）

第十四条　証券課に、資産運用室並びに証券監督専門官一人及び資産運用調整官一人を置く。

2　資産運用室は、証券課の所掌事務のうち次に掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。

一　専ら金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第二項第一号に掲げる行為を業として行う者

二　金融商品取引法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業を行う者

三　金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者

四　金融商品取引法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務を行う者

3　資産運用室に、室長を置く。

4　［同上］

5　資産運用調整官は、命を受けて、資産運用室の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

2・3　［略］

（証券監督専門官等）

第十四条　証券課に、証券監督専門官一人及び資産運用調整官一人を置く。

［項を削る。］

［項を削る。］

2　［略］

3　資産運用調整官は、命を受けて、証券課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。